



令和元年 (2019年) 7 月 10 日 (水)
No. 14968 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ 種苗法育成者権侵害事件の最近の裁判例 (上) (1)

☆ 特許庁人事異動…………… (9)

☆ 特許庁長官に松永明氏就任…………… (12)

種苗法育成者権侵害事件の 最近の裁判例 (上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・博士(理学) 篠田 淳郎

第1 はじめに

近年、農林水産業分野における知的財産権保護、特に、優れた特性を有する植物の新品種の保護への関心が高まっている。植物の品種改良には、有利な形質を持つ植物個体同志を掛け合わせる交配を行う必要があるが、所望の形質を有する新品種を得るには、試行錯誤しながら時には十数年といった気の遠くなるような期間にわたる交配の繰り返しを経るこ

ともある¹。そして、植物の新品種は、一旦優れた新品種が得られれば、高い付加価値に基づく経済的な恩恵が期待できる一方で、苗等を入手できれば容易に増殖させることができるという植物の特性上、第三者に不法に利用されやすいという側面がある。このように、農作物の新品種とは、育成者の創作、試行錯誤の結果生み出される重要な知的財産の一つであり(知的財産基本法2条1項)、保護の必要性

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし！

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2018



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

が声高に叫ばれている。この植物の新品種という知的財産を保護しているのが種苗法(以下「法」ともいう。)である。

種苗法は、「育成者権は、品種登録により発生する。」(法19条1項)、「育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。」(法20条1項)と規定し、植物の新品種を作出し、品種登録をした者に対して、「育成者権」を与え、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占させる権利を付与する。育成者権者は、育成者権を侵害した者、つまり、育成者権者の許諾なく登録品種を生産、譲渡等した者に対して、差止請求、損害賠償請求等を行うことができる。

種苗法は、品種登録の要件(法3条)、品種登録出願(法5条)、出願品種の審査(法15条)、育成者権の効力(法20条)、差止請求権(法33条)、損害の額の推定等(法34条)を規定するなど、建て付けとしては特許法に近いものとなっている。

しかしながら、1年間に判決に至る事件が1、2件というように、育成者権侵害訴訟は件数が非常に少なく、特許権侵害訴訟のような裁判例の蓄積がない。そのため、育成者権侵害訴訟については未解決の論点が多く残されてきたのが実情である。たとえば、育成者権の権利範囲を確定する重要な規定である種苗法20条1項の「登録品種と特性により明確に区別されない品種」にあたるかどうかを具体的にどのように判断するのかについてさえ、最近の裁判例でようやく明確にされてきたところである。そこで、本稿では、育成者権侵害訴訟の実務に影響を与えた最近の裁判例を紹介する。

第2 裁判例の紹介

1 東京地判平成26年11月28日(東京地裁平成21年(ワ)47799号/平成25年(ワ)21905号)

(1) はじめに

本件は、なめこの育成者権侵害が争われた事案である。本件で特徴的な点は、なめこ特有の現象から、品種登録時に独立行政法人種苗管理センターに預けていた本件登録品種菌株(いわば標準株)が変異を起こしていたという点である。

また、種苗法には、特許法70条や104条の3

に相当する条文がないところ、本判決は、種苗法における“構成要件充足性”の判断方法や権利濫用の抗弁について判示している。特に、権利濫用については、事後的に品種登録が種苗法規定の登録要件を備えなくなった場合にも、育成者権者による請求は権利濫用として認められないとしている。

(2) 事案の概要

なめこの育成者権者である原告が、品種登録されたなめこを許諾なく又は許諾の範囲を超えて販売しているとして被告組合及び被告会社に対して販売差し止め、損害賠償等を求めた事案である。

なめこ栽培の課題として、なめこの継代培養の過程で「脱二核化」と呼ばれる現象が発生しやすいことが知られている。脱二核化が発生すると、核を2つ有していた菌糸が、核をひとつ失って、1核菌糸になってしまい、菌株系統が維持できなくなってしまう(要するに、ある品種として栽培していたものが別のものになってしまう。)

本件では、被告が販売していたなめこ(以下「G株」と称する。)と、品種登録時に独立行政法人種苗管理センターに預けられていた菌株に係るなめこ(以下「K1株」と称する。)、原告が保有していた菌株(以下「K2株」と称する。)との同一性について、第三者機関に鑑定嘱託がなされた。ところが、K1株は、子実体を形成せず(おそらく脱二核化によるものと思われる。)、本来同一株であるはずのK1株とK2株との間で、栽培特性が大きく異なるという結果になった。また、K2株とG株の間でも、特性の一部(収量、菌柄の太さ・長さ)に有意差があった。それでも、鑑定書は、K1株、K2株およびG株を遺伝的に別の特性を有するということは言えないと結論づけている。G株、K1株及びK2株の関係図を以下に示す。

原告は、鑑定の結果を補強するという名目で、K1株及びK2株のDNA分析(大学教授Aが実施した試験と、大学教授Bが実施した試験。それぞれDNA分析は手法が異なる。)を行い、K1株は、K2が脱二核化したものであるとの主張をした。